

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第62号 発行日：令和4年4月5日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本訴訟 第39回口頭弁論期日！

原告らを診断した医師の代表が法廷で証言

令和4年2月18日午前10時から、熊本地方裁判所にて、第39回口頭弁論期日が開かれました。原告側の証人である藤野紘医師（水俣協立病院名誉院長）と積豪英医師（菊陽病院副院長）の2名の証人尋問のうち原告側からの主尋問までが行われました。

両医師は、実際にこの訴訟の原告たちが水俣病であると診断した医師団の代表として出廷しました。藤野医師は、50年に及ぶ水俣病患者の診療に携わってきた経験から、共通診断書作成のための検査手法・診断方法の詳細や、糖尿病などの他疾患では原告らの感覚障害が説明できないことなどを証言し、「原告たちは間違いなく水俣病」と断言しました。また、積医師は、自分のように神経内科ではない医師であっても、水俣病の診察方法についてレクチャーを受ければ、臨床場面で一般的に行っている患者とのコミュニケーションや観察等の経験から、適切に神経所見をとることができることを証言しました。また、積医師は、自身が以前天草地域で勤務していた経験から、同地域はからすまがりや感覚障害の患者が、熊本市内の病院で勤務していたときに比べて非常に多かったと証言し、天草地域を含めて不知火海沿岸地域にはメチル水銀曝露の影響があると感じていると述べました。

次回は、令和4年5月13日に両医師に対する被告側からの反対尋問が行われる予定です。

近畿訴訟 第36回口頭弁論期日！

天草出身の原告が証言「水俣病は治らないと言われ、ショック」

不知火海沿岸地域から関西や東海地区などに移住した被害者が原告になっているノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟は令和4年3月2日、第36回期日が開かれました。今回は原告本人尋問の7回目で熊本県上天草市龍ヶ岳町や天草市新和町出身の4人が主尋問、反対尋問を受けました。

尋問を受けた原告らは、不知火海沿岸地域で暮らしていた当時の食生活や自分が抱えている症状、それによって起きている日常生活や仕事上の苦しみについて証言しました。

新和町出身の原告（女性・70歳）は、反対尋問の中で「医師から水俣病は治らないと言われました。そのショックが分かりますか?!」と怒りをあらわにしました。

裁判の昼休み中に行われた門前宣伝に続いて「公正な判決を求める署名」の提出行動も行われました。ミナマタ訴訟は熊本、東京、新潟でもたたかわれていますが、最初の公正判決署名提出行動となったので各地から代表も駆けつけました。この日は、全国から寄せられている現時点で41万筆の内、2万筆を提出しました。

近畿訴訟は、次回期日の5月11日に本人尋問が終わり、今秋結審、来春判決と見込まれています。



(署名提出前に勢揃いする各地の代表)

患者会，総決起集会！！

令和4年3月19日，水俣病不知火患者会の主催で、「早期解決を目指す総決起集会」が，鹿児島県出水市で行われました。

当日は，岩崎明男不知火患者会会長の開会挨拶の後，会場に駆けつけてくださった，野間健衆議院議員（立憲民主党），大島九州男前参議院議員（れいわ新選組），仁比聡平前参議院議員（日本共産党）に来賓挨拶をいただいた他，阿部知子衆議院議員（立憲民主党），武田良介参議院議員（日本共産党），田村貴昭氏（日本共産党），今泉克己氏（社会民主党熊本県連合代表），成尾信春氏（公明党鹿児島県本部代表）から激励のメッセージをお寄せいただきました。

その後，園田昭人弁護士から，訴訟の現状や，今後のスケジュールが決定したことの報告と併せて，勝利解決のために，今後裁判所に原告の皆さんの主張を理解してもらうために行うべきことなどを報告しました。引き続き，原告団の森正直団長から，公正判決署名の取り組みや原告団のたたかひの状況などが報告され，「正義は私たちにある。更なる団結で，水俣病問題の解決の日まで共に頑張りましょう。」とのたたかひの方針が提起されました。

また，熊本訴訟に先立ち今年秋ころに結審を迎える大阪地裁の近畿訴訟から原告2名と井奥圭介近畿弁護団事務局長，新潟訴訟から皆川榮一原告団長，東京訴訟から吉竹直行原告団長の連帯挨拶がありました。また，支援者を代表して，鹿児島県民主医療機関連合会の日高光雄事務局次長から，リモートで全国労働組合総連合の川村好伸副議長から連帯の挨拶をいただきました。

最後は，原告団の村山悦三副団長から決意表明，本田征雄副団長の閉会挨拶で締めくくりました。



（壇上の森正直団長）

互助会訴訟で最高裁が不当決定！

最高裁判所は，令和4年3月8日，水俣病被害者互助会の原告8名の国賠訴訟について，上告を受理せず，上告棄却を決定したことに伴い，令和2年3月13日に福岡高等裁判所が言い渡した判決が確定しました。

福岡高裁は，「四肢抹消優位の感覚障害のみの水俣病にり患した者が，昭和52年判断条件に定める症候の組合せが認められる者に比して飛躍的に多いと認めるに足りる疫学的，臨床医学的根拠は存せず，そのような者が実際にどの程度の拡がりをもって存在するかは，現在のところ必ずしも明らかでないといわざるを得ない」「当該症候が他疾患によるものである可能性がある場合には，当該症候がメチル水銀曝露により起こる神経系疾患によるものである可能性が減殺されるということになる」として，原告らの感覚障害の原因が他の疾患にあるとしました。

最高裁は法律審と呼ばれ，高裁判決までの事実認定の是非については判断しないため，福岡高裁判決の事実認定が正しいと判断されたものではありません。私たちは，福岡高裁の事実認定の誤りを正す必要があります。

福岡高裁の「感覚障害のみの水俣病にり患した者が例外的」との事実認定は，国が不知火海沿岸住民の健康調査を怠ってきたことを免責するばかりか，特別措置法で3万人以上の被害者が水俣病と判定された結果から目を背ける誤りです。

水俣病特別措置法の該当者は，対象地域の外側にも大きな拡がりを見せ，宮野河内，姫戸，長島で実施された新有病率調査も，同様の結果を示しています。高岡医師や藤野医師，積医師らの証人尋問でも，感覚障害のみの被害者が多数埋もれていることが明らかになりました。

私たちは，水俣病被害者互助会の皆さんとも連帯しながら，福岡高裁の誤りをただし，感覚障害のみの者を含むすべての水俣病被害者が救済されるまで，力を尽くします。

【今後の予定】

- 4月25日 東京訴訟（民事第6部）
- 5月11日 近畿訴訟 本人尋問
- 5月13日 熊本訴訟 藤野・積医師反対尋問
- 6月15日 熊本訴訟 高岡医師尋問

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は，すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに，水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが，なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は，下記連絡先までご連絡ください。また，県外に移住して，現在は，近畿，関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目16-1

マルダイビル1階 たんぽぽ法律事務所内（担当 広瀬）

電話 096-247-6185 F A X 096-247-6186

H P <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索



【公式キャラクター】
ミナノちゃん